

この映画の選任手続の流れ(2)

選任手続期日当日

受付

平成22年4月26日



手続の説明

午前9時30分ころ 裁判員候補者待合室にて

事件の概要の説明を受けた後、当日用質問票を記入していただきます。



当日用質問票で伺うこと

- 事件の関係者でないかどうかなど

質問手続

午前10時00分ころ 質問手続室にて



当日に伺うこと

- 辞退を希望した詳しい事情や、公平な裁判をしてもらえるかどうか、など

プライバシーに関わる事項については、1人ずつ質問手続室で伺います。

辞退事由等の判断

午前11時30分ころ 質問手続室にて

辞退の申立てを認めるかなどを判断。残った人から検察官と弁護士は、原則として4人ずつ、理由を示さない不選任請求ができます。



辞退者など

俳優の北川廉の場合

普段はアルバイト店員として生活しているが、裁判員候補者に選ばれたとき、たまたま大役に抜擢されスケジュール調整ができず、辞退が認められました。

くじによる抽選



裁判員に選ばれなかった候補者

裁判員候補者として裁判所にお越しいただいた方全員に日当と旅費が支給されます。

6人の裁判員を選任

最終的に裁判員6人が選ばれます。
なお、午前中に選任手続を終了して、午後から審理を開始します。

裁判員の権限等の説明

選任された裁判員は、裁判員としての権限、義務、その他の必要事項の説明を裁判長から受けます。



宣誓

選ばれた裁判員は公平誠実に裁判員として務めを果たしますとの宣誓をします。

